

小美玉市訓令第25号

小美玉市職員テレワーク実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月14日

小美玉市長 島田 幸三

小美玉市職員テレワーク実施要領の一部を改正する訓令

小美玉市職員テレワーク実施要領(令和7年小美玉市訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第2条」の次に「又は第2条の4の規定により割り振られた勤務時間」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

小美玉市職員テレワーク実施要領(令和7年小美玉市訓令第22号)新旧対照表

改正案	現行
(勤務時間等) 第5条 テレワークを実施している期間における勤務時間及び休憩時間は、小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年小美玉市規則第30号)第2条又は第2条の4の規定により割り振られた勤務時間及び第5条に定めるところによる。	(勤務時間等) 第5条 テレワークを実施している期間における勤務時間及び休憩時間は、小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年小美玉市規則第30号)第2条_____及び第5条に定めるところによる。